

大和市学校給食における 食物アレルギー対応の手引き

—第四次改訂版—

令和4年（2022年）
大和市教育委員会
保健給食課

目 次

大和市の学校給食の施設等の状況とアレルギー対応について

1	学校給食における食物アレルギー対応の必要性と基本方針	1
2	大和市の学校給食の施設等の状況とアレルギー対応について	3
3	食物アレルギー対象者の把握と対応食の決定	4
4	食物アレルギーのレベル別実施方法	10
5	対応開始後の連携について	14
6	食物アレルギーの症状と原因	16
7	緊急時の対応／チェックシート（アナフィラキシー）	18
8	飲用牛乳アレルギー対応について	28

■ 添付資料 P21～

- ・食物アレルギー調査票 様式1
- ・学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)大和市版 様式2
- ・食物アレルギー緊急時対応票 様式3
- ・学校給食食物アレルギー除去食対応申請書 様式4
- ・学校給食食物アレルギー除去食対応解除申請書 様式5
- ・飲用牛乳除去申請書 様式6
- ・飲用牛乳除去解除申請書 様式7

1 学校給食における食物アレルギー対応の必要性と基本方針

近年、特定の食物を摂取することによってアレルギー反応を起こす児童生徒が増加傾向にあります。学校給食においても、食物アレルギーを有する児童生徒への個別対応が求められています。

大和市では安全を守ることを第一に考えているため、集団給食という性質上すべてに対応できないのが現状ですが、現在できる範囲の中で、児童生徒にとって最善の対応に努めてまいります。

食物アレルギー対応の基本方針

- ①食物アレルギーの児童生徒に関する情報を共有し、緊急時の対応について認識する
- ②詳細な献立表を作成し、適切な対応を行う
- ③医師から完全除去を指示されている児童生徒は、アレルギーの原因食品が提供される日は家庭からの弁当持参とする
- ④安全を第一と考え、除去食の提供は原則として行わない

※ただし、除去食実施基準に基づき、給食設備や人的環境が十分整っており、安全に給食提供が可能と学校及び教育委員会で判断した場合は除去食を実施することができる

基本方針④の補足説明（除去食実施基準）

■ 対象者について

- ① 除去食を行う場合は、医師の診断をもとに行う（学校生活管理指導表が必要）
- ② 医師から完全除去を指示されている児童生徒は対象としない

■ 給食設備

- ① 調理室内にアレルギー食調理用の専用スペースを確保する
- ② 可能な限り専用の調理器具を備える

■ 人的環境

- ① 食物アレルギーに知識のある調理員が、一定時間除去食調理に専念する
- ② 的確に除去し、混入がないように区別して調理する
- ③ 配食後、栄養士またはアレルギー担当以外の調理員とダブルチェックを行う
- ④ 除去食は、調理員が担任に手渡しする
- ⑤ 除去食を食べる児童生徒がいることを、当該学級の児童・生徒・保護者へ周知する

■ 参考 学校給食実施基準の一部改正について(通知)

令和3年2月 文部科学省初等中等教育局長

食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、校内において校長、学級担任、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めること。なお、実施に当たっては、公益財団法人日本学校保健会で取りまとめられた「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」並びに文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」を参考とすること。

■ 参考 「学校給食における食物アレルギー対応指針」より抜粋

平成27年3月 文部科学省発行

P6 2 対応申請の確認から対応開始まで

□対応申請の確認

就学児健康診断、保護者会等で、学校におけるアレルギー対応及び学校給食における食物アレルギー対応の内容を説明するとともに、アレルギー対応を希望する保護者に「学校生活管理指導表」を必ず提出してもらいます。

P17 2 対応申請の確認から対応開始まで

8 評価・見直し・個別指導

(イ)見直し

保護者が学校給食における対応を希望する場合は、基本的に、毎年、学校生活管理指導表の提出を求めます。

上記の指針より、食物アレルギーの対応は医師の指示を基に行うべきものであり、給食だけではなく、学校生活上の配慮についても検討する必要があるため、出来る限り学校生活管理指導表の提出を基本とする。

2. 大和市の学校給食の施設等の状況とアレルギー対応について

提供する給食の大原則 1

微量なアレルゲン（調味料の原材料や食品の注意書き、コンタミネーションなど）の混入レベルの除去はできません。

<理由>

- ・一般に流通している食材を使用しており、食品衛生法の表示義務が無い微量な混入（最終加工品における個々の特定原材料の総たんぱく質量が数 μ g/ml又は数 μ g/g含有レベル、含有レベルに満たないもの）については、把握することが出来ません。
- ・アレルギー室の整備と専用器具等の整備が無く、調理室（場）内で常に様々な食品を取り扱っており、食材間の器具の共有を行っているため、コンタミネーションが絶対に無いとは言える環境にありません。

主治医の先生にご相談いただき、大原則以上の除去が必要な場合は、安全に給食を食べていただくことが難しいため、毎日のお弁当対応をご検討いただいております。

<弁当対応の具体的な考慮対象>

以下の（ア）（イ）に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

（ア）超微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

- a)調味料・だし・添加物の除去が必要
- b)加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある
- c)多品目の食物除去が必要
- d)食器や調理器具の共用ができない
- e)油の共用ができない
- f)その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

（イ）施設の整備状況や人員 文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」より抜粋

提供する給食の大原則 2

全員が同じ献立を安全に食べられることを目指します。

大和市の食物アレルギー対応基本方針のとおり、除去食は基本的に安全に行うことが難しい場合も、児童生徒ができるだけ同じ給食を安全に食べることが出来るよう、特にアレルゲンとして多い卵と乳を除いた献立を増やしていきます。

3 食物アレルギー対象者の把握と対応食の決定

■対応食の種類

レベル1：詳細な献立表対応

レベル2：弁当対応

レベル3：除去食対応（一部の単独校のみ）

■アレルギー疾患のある児童生徒の把握

- ・実態の把握は「食物アレルギー調査票様式1」等をもとに行う。
- ・保護者から申し出があった場合、個別面談を行う。
- ・レベル2（弁当対応）または3（除去食対応）を希望する場合は、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出を求める。

■対応食の決定

- ・学校内で食物アレルギー対応委員会（検討会）を次の教職員で構成し、開催する。
 - ① 校長、教頭
 - ② 担任（学年担当）
 - ③ 養護教諭、給食担当教諭、栄養教諭、栄養士等
- ・個別面談で把握したアレルギー症状（原因食品）や保護者が希望する対応を踏まえて、学校の事情や他の児童生徒との関係も含めて協議し、実際の対応レベルを決定する。
※食物アレルギー対応の段階的目標・作業整備チェック表（P. 5参照）
- ・除去食対応をする場合は以下の書類を保護者から求めるとともに、除去食実施基準を参考にし、教育委員会とともに判断する。
 - ① 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）様式2（毎年提出）医師記入
 - ② 食物アレルギー緊急時対応票様式3（毎年提出）保護者記入
 - ③ 学校給食食物アレルギー除去食対応申請書様式4（毎年提出）保護者記入

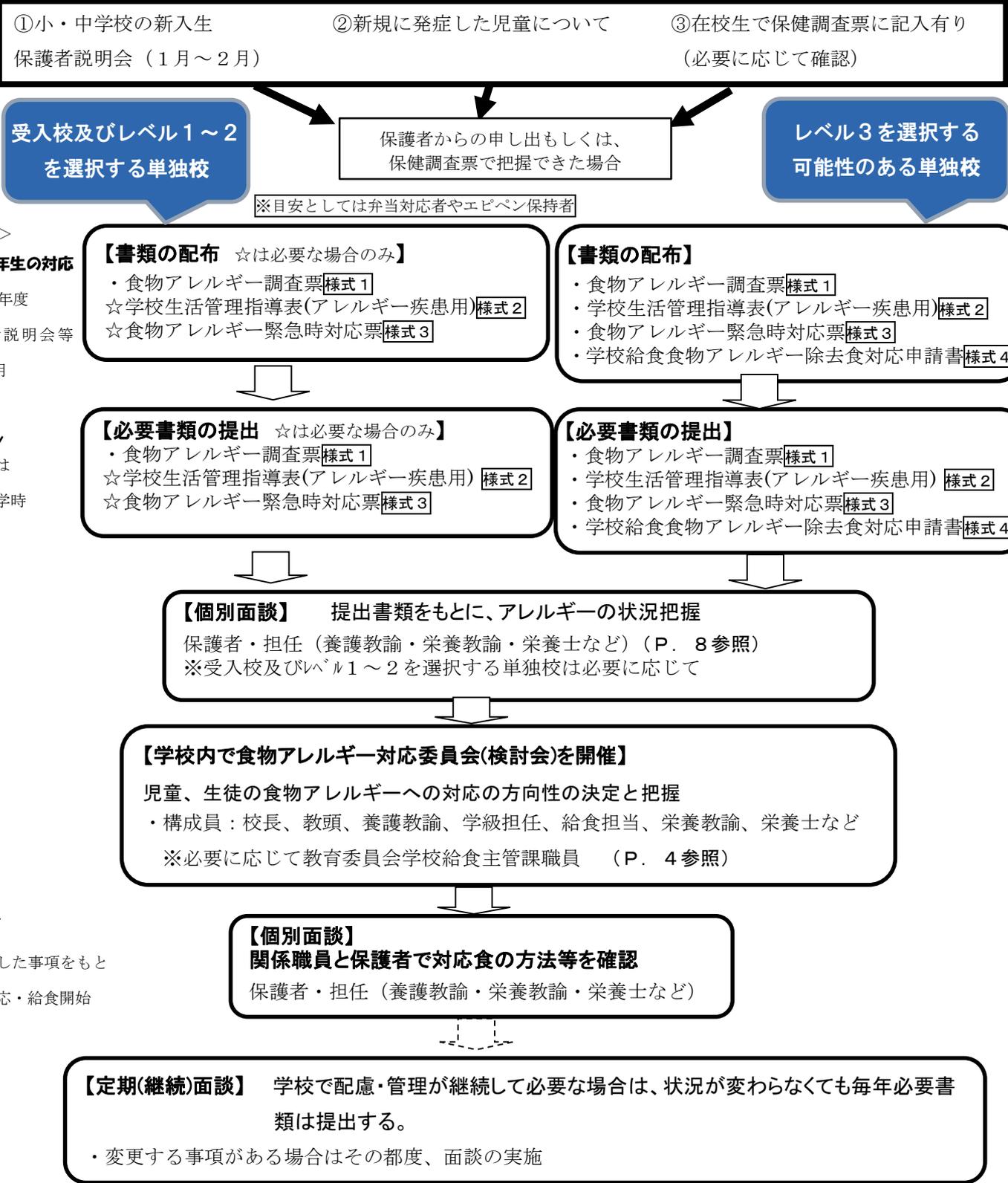
▼対応に当たり配慮すること

- ・小学校入学に当たり、幼児期に指示された食物が、現在も引き続き除去を必要とするか、改めて医療機関で助言を受けるよう勧める。
- ・保護者の要望を確認するとともに、保護者が児童生徒自ら除去できるよう指導しているか確認する。
- ・保護者に対して、施設の調理状況を説明し「対応できる内容」と「対応できない内容」について、正確に伝え、理解を得る。（調理等により除去できない場合は除去食を提供しないものとする。）
- ・翌年度も継続する場合は、4月の給食開始前までに申し出るよう伝えること。
（基本的に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は毎年提出）
- ・個人情報保護に十分留意し、適切に引き継いでいくこと。

食物アレルギー対応の段階的目標・作業整備チェック表

レベル1				
すべての対応の基本であり、レベル2以上でも詳細な献立表は提供する				
詳細な 献立表 対応	目標	献立の詳細な内容を保護者と学級担任が確認し、児童生徒が各自で除去対応を行う		
	作業整備		1. 原材料や配合表やアレルギー食品に関する資料を確認する	
			2. 資料をもとに、詳細な献立表を毎月作成し、児童生徒、保護者と学級担任に配布する	
			3. 学級担任は、除去食品と詳細な献立表を日々確認する <u>給食時間中・後の児童生徒の観察をしっかりと行う</u>	
			4. 微量のアレルギー物質が混入する可能性があるため、アレルギーの原因物質が提供される日は、レベル2の対応(家庭からの弁当持参)とする	
レベル2				
レベル3であっても、場合によってはレベル2対応することがある				
弁当 対応	目標	1. 弁当を給食時間まで安全で衛生的に管理する 2. 原因食品が含まれない適切な給食を提供する		
	作業整備		1. 学校の実情に応じて、持参した弁当の安全で衛生的な管理方法を定める	
			2. 詳細な献立表をもとに保護者と連携し、事前に弁当で代用するものを定める	
			3. 担当者(栄養教諭/学校栄養職員、調理員、学級担任など)は給食内容を把握し、誤食事故がおきないように注意する。	
			4. 微量のアレルギー物質が混入する可能性があるため、医師から完全除去を支持されている児童生徒は、アレルギーの原因物質が提供される日は家庭からの弁当持参とする	
レベル3				
給食設備や人的環境が十分に整った場合のみ実施				
除去食 対応	目標	原因食品を除いた給食を提供する		
	体制確立		1. 作業工程表、作業動線図を作成し、危機管理体制の充実を図る	
			2. 的確に除去ができ、混入がないように、調理員と綿密な打ち合わせを行い危機管理と衛生管理体制の充実を図る	
			3. 配食、配膳について管理し、担当者同士が連携を図る	
			4. 詳細な献立表を保護者や学級担任に配布する	
			5. 最終的に学級担任が給食内容を確認し、誤食事故がおきないように注意する	
	作業整備	人的措置	1. 栄養教諭/学校栄養職員や調理員は食物アレルギーに取り組む研修を積み、資質の向上に努める 2. 除去食について、担当する調理員を明確にする 3. 学級担任が不在の場合は、補填に入る教員と連絡を密にしておく	
		物理的措置	1. 作業ゾーンは、区画された調理場所が望ましいが、調理室の一角を専用スペースとしても良い(対応食が多くなければ、90×180cm程度のスペースでも十分対応が可能である)	
			2. 加熱機器(IH、ガスコンロなど)・鍋・フライパン・ボール・玉杓子などを必要に応じて準備する 3. 個人用食器は、区別がしやすいよう、色や種類を変える	

食物アレルギー対応決定までの流れ



○除去食解除の場合

医師の診断で除去解除となった場合は、家庭で原因食物を摂取しても症状が出ないことを確認した後、
学校給食食物アレルギー除去食対応解除申請書様式5の提出をもって給食における除去食対応を終了とする。

<食物アレルギー対応手引きに関する Q&A>

Q1. 食物アレルギー対応決定までの流れ (P6) において、フローチャートでは保護者からの申し出により、書類を配布・提出・個別面談とあるが、保護者からの申し出がない場合は、保健調査票で食物アレルギーがあることを把握していても、書類の配布等 (様式1~3) はしなくてよいか。

A1. 保護者が記入した保健調査票に食物アレルギーの記載がある場合は、保護者からの申し出と捉え、書類 (様式1) の提出をお願いしてください。(緊急時の情報共有やその対応に活用のため)
書類 (様式1) の内容を踏まえ、必要に応じて、書類 (様式2・3) は提出をお願いしてください。

Q2. エピペンを所持していない子で、対応食の種類 (P4) がレベル1の場合は、生活管理指導表をもらわなくてもよいか。

A2. レベル1 (詳細な献立表対応) の場合は、考えられるケースは2パターンあり、
①詳細の献立表希望だが、自分で除去ができ、学校での配慮が必要ないと保護者が考える場合
②詳細の献立表を希望していて、学校での配慮も必要 (学級担任が除去食品を確認するなど) と保護者が考える場合、①は必要なし、②は必要あります。
レベル1は、配慮する内容によって判断し、必要な場合は提出を求めてください。

◆学校生活管理指導表は、アレルギー疾患に関して医師から診断されており、保護者が学校における配慮や管理が必要と考える場合に、主治医に記入してもらい学校に提出されるものです。

学校側が何かしらの対応をする場合 (エピペン所持を把握する・アレルギー食材があるかを確認するなど) に、保護者からの申し出だけでなく、医師の正しい診断、客観的な評価と根拠をもとに、医師の診断をもらった証明として提出されるものが、学校生活管理指導表です。

アナフィラキシーのリスクが高い子どもを見出し、学校での食物アレルギー対応や、学校生活での留意点を方向づけるものとして必要なものであることから、全てのアレルギー児童・生徒から一様に提出してもらうものではありません。

重症度の高さを判断する目安として、<エピペンを所持している・アナフィラキシーの既往がある、または起こす恐れがある・完全除去対応・食物アレルギー対応レベル2・3のいずれかを希望している>に一つでも該当すれば、提出を求める目安としてください。

【提出を求める具体例】

①ナッツ類・そば・いくらなど給食には出ない食品のみをアレルゲンとした食物アレルギーで、エピペンを持っている場合 (必要あり) ※1

②詳細献立表の希望はなく、弁当を持参していないが、エピペンをもっている場合 (必要あり)

例) 乳アレルギーでシチューは食べない。代替の弁当なし。主食・副菜のみ食べる (必要あり)

例) 果物アレルギーで果物だけ食べない (必要あり)

③アレルゲンが特定されておらず給食を食べていて、エピペンを持っている場合 (必要あり)

④弁当 (完全・一部) を持参している子 (必要あり) ※2

※1 給食における対応は必要ないが、校外学習や授業の一環で、アレルゲンの食品に触れる機会がある場合を想定すると学校における配慮が必要となり得るため、学校生活管理指導表の提出は必要である。

※2 弁当保管への配慮、給食時間における周囲の環境や誤食等、体調変化に応じた対応をする必要があるため、生活管理指導表の提出は必要である。

◆上記以外のケースや、給食以外の活動の場で、管理上必要であると学校が判断した場合には、生活管理指導表の提出を求めてよい。また、配慮が必要ないと判断された事例でも、教職員間で情報を共有するとともに、保護者との連絡体制を構築し、児童・生徒本人に対する日常的な健康観察や指導を行う。

個別面談のポイント

■ 確認する

食物アレルギーの診断と、これまでに経験したアレルギー症状の様子について次の点を確認する

- 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
- 医療機関への受診状況（直近半年～1年以内に医療機関に受診しているか）
- 過去に経験した具体的なアレルギー症状の把握（食物アレルギー調査票、保健調査票等より）

■ 家庭の食事内容を把握する

- アレルギーと診断された食品以外にも「心配だから」「念のために」制限しているものがないか（医師の診断の除去となっているか）
- アレルギーが治った（耐性獲得）後も好んで食べていない食品があるか（食物アレルギー対応と区別する）

■ 保護者の希望を聞き取る ※必要書類確認

- 少しでも積極的に食べさせたいか、安全を期して弁当を希望するか
- アレルゲン除去と農薬・添加物などの一般的な「食の安全」に対する希望は区別

■ 理解を求める

- 給食の供給体制を説明（大原則の確認）
- 対応できることと、できないことを示す
- 詳細な献立表は、保護者が責任を持って確認し、毎日子どもと給食内容（食べられるもの・食べられないもの）を共有する
- アレルギー専用の調理室がなく、微量のアレルギー物質が混入する可能性があることを伝える
- 必要に応じて打合せすることを説明する
- 完全除去を医師から指示されている児童生徒は、アレルギーの原因食品が提供される日は家庭からの弁当持参になることを伝える
- 除去食対応の場合は、おかわりは禁止であることを伝える
- クラスや児童生徒の状況によっては、給食開始最初の時期は保護者の付き添いが必要なことがあることを伝える（クラスの状況や配慮、対応について確認してもらうため）

■ 緊急時の対応 ※食物アレルギー緊急時対応票 **様式3**

食物アレルギーの症状があらわれた場合、その処置について打合せをしておく

- 学校に持参する薬剤の有無
- 薬剤の保管方法、使用するタイミング（次ページ参照）
- エピペン携帯者の場合はその取扱い
- 保護者への連絡方法
- 緊急時の医療機関への受診方法

■ 情報共有への同意

- 教職員・クラス全体で情報共有することについて、同意を求める

■ 参考 学校における薬品管理について

Q. 学校において教職員が児童生徒に医療用医薬品を使用することはできますか。
法律上はどのようにになっているのか教えてください。

A. 教職員が児童生徒に医療用医薬品を使用する行為は、医療行為にあたるので行うことはできません。しかし、以下の条件を満たしており、事前に保護者からの具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により投与された医薬品について、医師等の処方及び薬剤師の服薬指導の上であれば医薬品の使用の介助が可能です。

▼3つの条件

1. 児童生徒の容態が安定していること
2. 医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要でないこと
3. 医薬品の使用に関して専門的配慮が必要でない場合

学校における薬品管理マニュアル（公益財団法人 日本学校保健会）より一部引用

■参考 人命救助の観点からの「エピペン®」の代替投与について

「エピペン®」は本人もしくは保護者が自ら注射をすることを目的に作られたもので、注射の方法や投与のタイミングは医師から処方される際に十分な指導を受けています。

投与のタイミングとしては、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状（呼吸困難などの呼吸器の症状が出現したとき）のうちに注射するのが効果的であるとされています。

アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、「エピペン®」が手元にありながら症状によっては児童生徒が自己注射できない場合も考えられます。「エピペン®」の注射は法的には「医行為」にあたり、医師でないもの（本人と家族以外の者である第三者）が「医行為」を反復継続する意思を持って行えば医師法（昭和23年法律第201号）第17条に違反することになります。しかし、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射をすることは、緊急やむを得ない措置として行われるものであり、医師法違反にならないと考えられます。また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむをえず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定によりその責任が問われないものと考えられます。

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」（財団法人日本学校保健会）P33より抜粋

■ 参考 医師法第17条の解釈について

文部科学省照会文（25ス学健第17号 平成25年11月13日）
「医師法第17条の解釈について（照会）」より抜粋

学校現場等で児童生徒がアナフィラキシーショックに陥り生命が危険な状態にある場合に、救命の現場に居合わせた教職員が自己注射薬（「エピペン（商標登録）」）を自らが注射できない本人に代わって注射する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、公益財団法人日本学校保健会発行、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月31日）において示している内容に即して教職員が注射を行うのであれば、医師法違反にならないと解してよろしいか。

厚生労働省回答文（医政医発1127第1号 平成25年11月27日）
「医師法第17条の解釈について（回答）」より抜粋

貴見のとおり。

4 食物アレルギーのレベル別実施方法

■ レベル1 詳細な献立表※¹対応

目標：献立の詳細な内容を保護者と学級担任が確認し、児童生徒が各自で除去対応を行う

※¹ 情報提供できる詳細な献立表について

○詳細な献立として提供するもの

- ①献立（1品）ごとに使用している食材や調味料名
- ②ハンバーグやかまぼこなどの指定配合品に使用されている食材や調味料名

②については、
市のホームページに
掲載しています

【注意】 学校給食は大量調理という特性から、調理工程や原材料で極微量でも反応が誘発されてしまう重篤なアレルギーをお持ちの方には、安全に給食を食べていただくことができません。極微量でも症状が出る可能性があるのか必ず医師にご確認いただき、避ける必要がある場合にはお弁当の持参対応をお願いしています。

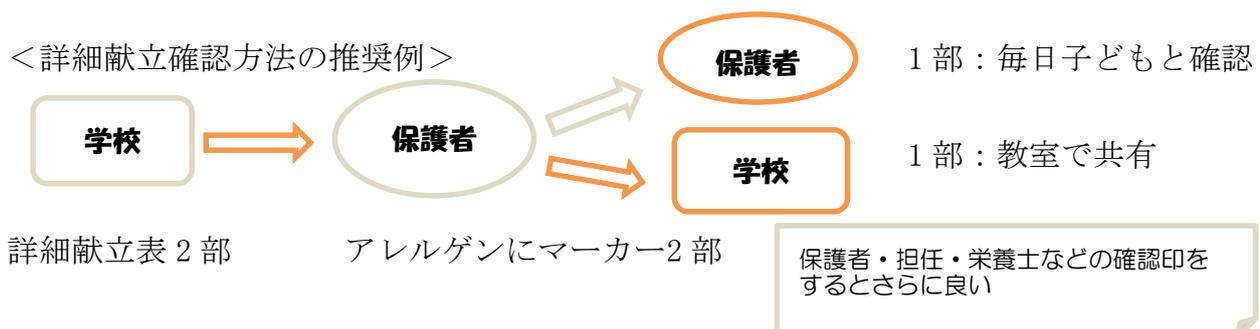
▼対応に当たり配慮すること

- ・保護者が予定献立表に注意し、本人に取り除く食品をよく理解させておくように保護者の協力を求める。
- ・献立表へのマーカーチェックは原則として保護者が行う。（下記例参照）
- ・担任が児童生徒に声かけを行うなど指導する。
- ・要望があれば、食品の詳しい成分を情報提供する。

例：保護者が献立表に印をつけ、学校が確認する方法

- ① 学校：家庭配布用献立表又は詳細献立表を保護者へ配布
- ② 保護者：献立表で食べることができない料理等を確認し、印を付ける
- ③ 学校：食べることができない料理を確認
※除去食対応を行っている学校では、「学校給食で対応できるもの」「家庭から弁当持参になるケース」などを前もって保護者に説明しておく
- ④ 保護者：児童生徒に献立の内容を説明する
- ⑤ 学校：学級担任や校長・教頭等に周知し、誤配・誤食等がないようにする
特に、クラス担任が不在の際や支援級児童生徒の交流給食等、通常関わる教員以外も引継ぎや情報の共有をしっかりと行い、誤食が無いようにする。
※除去食対応を行っている学校では、作業工程表・作業動線図に記載する

<詳細献立確認方法の推奨例>



■ レベル2 弁当対応

目標：①弁当を給食時間まで安全で衛生的に管理する

②原因食品が含まれない適切な給食を提供する

アレルギー専用の調理スペースがなく、微量のアレルギー物質が混入する可能性があるため、原則としてアレルギーの原因食品が提供される日は、家庭からの弁当持参とする。

単独校及び調理場で調理していない主食や牛乳は別に考える。

持参する弁当の種類

① 1食分の弁当持参

(主食・副食にアレルギーの原因物質が含まれる場合/毎日弁当持参の場合)

※完全除去食を指示されている児童生徒は、アレルギーの原因食品が一つでも提供される日は弁当持参

② 主食のみ持参(主食にアレルギーの原因物質が含まれる場合)

③ 副食のみ持参(副食のどれか一つにアレルギーの原因物質が含まれる場合)

※完全除去を指示されていない児童生徒は、アレルギーの原因物質が含まれていない副食を食べることが可能

▼対応に当たり配慮すること

- ・学校給食の施設の状況、対応できる除去食内容等を事前に保護者に説明し、必要に応じて家庭からの弁当を持参していただくことについて、保護者の理解を得る。
- ・給食直前に持参していただくことができない場合は、保護者と相談の上、安全に保管できる場所を決める(食中毒予防の観点から、弁当の保管温度は10℃以下が望ましい)。学校の状況に応じて、保冷剤の持参などをお願いします。
- ・弁当を食べる児童生徒がいることを、当該学級の児童・生徒・保護者へ周知する。
- ・担任は誤食のないよう、児童生徒に声をかけるなど指導する。

■レベル3 除去食対応

目標：原因食品を除いた給食を提供する

▼調理について

- ①アレルギー給食の調理作業は、区画された調理場所が望ましいが、普通給食と同じ調理室で行う場合は、調理室内に除去食専用のスペースを確保する
- ②調理器具、エプロン、台車、食器、食缶は除去食専用を用意する
- ③調理過程で必要な除去を行う
- ④調理したものは、対象者とアレルギー食品名を記した個別容器にいれ密封する
- ⑤完全に除去できないことを前提とするが、調理過程でのコンタミネーションには十分注意する

▼各階配膳室

- ①除去食の入った個別容器は決められた安全な場所に置き、除去食であることを表示する
- ②調理員は個別容器を担当に必ず手渡しする
- ③チーズやマヨネーズなど、食品そのものが食べられない場合は、該当児童が誤食しないように「今日は〇〇を食べられません」と書いたカードを担当に渡し、注意を促す

▼学校内での対応

- ①アレルギー児童を担当が理解し、学級の児童にも理解させるよう配慮する
- ②担当が出張等で不在の場合、補填に入る教員と連絡を密にしておく
- ③アレルギー児童が給食当番を行う際は、アレルゲンを含む食品に触れることがないように担当が配慮する
- ④クラスでの除去食提供は普通食提供前に行い、コンタミネーション（調理する時に原因物質が混入すること）をできるだけ防ぐように配慮する
- ⑤除去食提供時には該当児童がおかわりを行わないように徹底する
- ⑥緊急時は、校内で連携をとり対応する

○除去食対応…調理の過程で除去が可能な場合

例▼鶏卵

料理名	具体的な対応
中華風卵スープなど	卵を入れる前に温度を確認し、配食する。

▼マヨネーズ

料理名	具体的な対応
ツナマヨポテトグラタンなど	マヨネーズを入れる前に具をとる 紙カップに入れ、蓋をして最初に焼く

▼対応に当たり配慮すること

- ・決定事項に沿って、無理のない範囲で対応する。
- ・多数の除去・代替食の調理は行わず、主要アレルゲン複数除去献立※を作り、対応が複数・複雑にならないように配慮する。
- ・調理に当たっては、調理者全員がアレルギー対応食について理解できるよう、事前の打ち合わせを十分に行う。
- ・除去食調理の際は、一人で行わずに必ず二人以上で確認をしあう。
- ・調理過程での除去を忘れないよう、確認を行う。
- ・調理後の誤配を防ぐよう、確認を行う。
- ・アレルゲンを含む加工食品についても注意する。
- ・他の児童との違いが分かるように、食器の色や種類を変える。

※主要アレルゲン複数除去献立とは

1つの献立に、乳や卵など複数のアレルゲン食材を使用しているが、どちらかを除去するのではなく全てのアレルゲン食材を除去した献立のこと

5 対応開始後の連携について

食物アレルギーのある児童生徒のために、学校の事情に応じて、校長の指導のもと、職員全員がそれぞれの職務に応じて、広く情報を共有化することが大切です。

■ 校長の役割

- ・ 就学時健康診断や入学前保護者説明会などにより、アレルギー対応が必要な児童を把握する
- ・ 把握した児童生徒の情報や緊急措置方法等を、担任だけでなく全職員で共有できるように体制を整える
- ・ 職員研修などを通して、職員の共通理解が持てるよう指導する

■ 学級担任の役割

- ・ 食物アレルギーのある児童生徒に対して理解できるよう、他の児童生徒に対し、学級での指導を配慮する
- ・ 懇談会などの機会を通して、クラスの保護者に食物アレルギーのある児童生徒がいることを周知する
- ・ 「食物アレルギー緊急時対応票様式3」を迅速に取り出せる場所に保管する
- ・ 「食物アレルギー調査票様式1」「チェックシート（アナフィラキシー）（P19）」を、迅速に取り出せる場所に保管する
- ・ 当該児童生徒のおかわりは禁止であることを、クラス全体に周知する
- ・ 学級担任が不在のとき補填に入る教職員は、担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギーの内容や緊急時の対応について把握し、学級担任と同等の対応ができるようにする

■ 養護教諭の役割

- ・ 児童生徒に食物アレルギー症状が出た場合の応急処置の方法や、連絡先を学級担任と共有する
- ・ 食物アレルギーについての正しい知識を教職員に周知する。また、他の校内職員と連携を図る
- ・ 「食物アレルギー緊急時対応票様式3」を迅速に取り出せる場所に保管する
- ・ 「食物アレルギー調査票様式1」「学校生活管理指導票（アレルギー疾患用）様式2」を迅速に取り出せる場所に保管する

■ 栄養教諭・学校栄養職員の役割

- ・食材や献立の変更があった場合は、給食調理員のほか、校長・教職員・保護者等へ速やかに伝える
- ・養護教諭と連携し、食物アレルギーに対する知識を教職員に周知する

■ 給食調理員の役割

- ・除去食の有無にかかわらず、食物アレルギーを有する児童生徒の対応について理解する
- ・コンタミネーションを起こさないよう、食材の取り扱いや食器具等の洗浄作業に細心の注意を払う

▼配慮すること

- ・何かあったらすぐに保護者・校長・養護教諭・学級担任・栄養教諭・学校栄養職員に連絡が取れるよう、体制をととのえておく。
- ・1年に1回保護者に学校生活管理指導表の提出を求めること。
- ・アレルギー解除や軽減など、医師の指示内容に変更があった場合は、速やかに申し出るよう保護者に周知しておく。

6 食物アレルギーの症状と原因

■ 食物アレルギーとは

一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。

■ 食物アレルギーにより引き起こされる症状

症状は多岐にわたります。じんましんのような軽い症状からアナフィラキシーショックのような命にかかわる重い症状までさまざまです。

皮膚粘膜症状	皮膚症状：そう痒感（かゆみ）、じん麻疹、血管運動性浮腫、発赤疹、湿疹 粘膜症状：眼粘膜充血、そう痒感（かゆみ）、（涙が流れ出る）、眼瞼浮腫（まぶたがむくむ）
消化器症状	悪心（気分が悪くむかむかした感じ）痙痛発作（おへそを中心にしておなかが痛くなる）、嘔吐、下痢、慢性の下痢による蛋白漏出・急激な体重変動・肥満
上気道症状	口腔粘膜や咽頭のそう痒感、違和感（イガイガしたいつもと違う感じ）、腫脹（はれる）、咽頭喉頭浮腫（のど・のどの奥の方のおくみ）、くしゃみ、鼻水、鼻閉（鼻がつまる）
下気道症状	咳嗽（せき）、喘息（ぜーぜーして息が苦しくなる）、呼吸困難
全身性症状	アナフィラキシー症状：頻脈（脈が早くなること）、血圧低下、活動性低下（ぐったりする）、意識障害など

食物アレルギーでみられる症状は摂取するアレルゲン量や年齢によって出現の仕方が異なります。

▼アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じん麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ぜーぜー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーといいます。

その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や物理的な刺激などによって起こる場合があることも知られています。食物のほか、昆虫刺傷・医薬品・ラテックス（天然ゴム）・運動でも起こります。

■ 食物アレルギーの原因

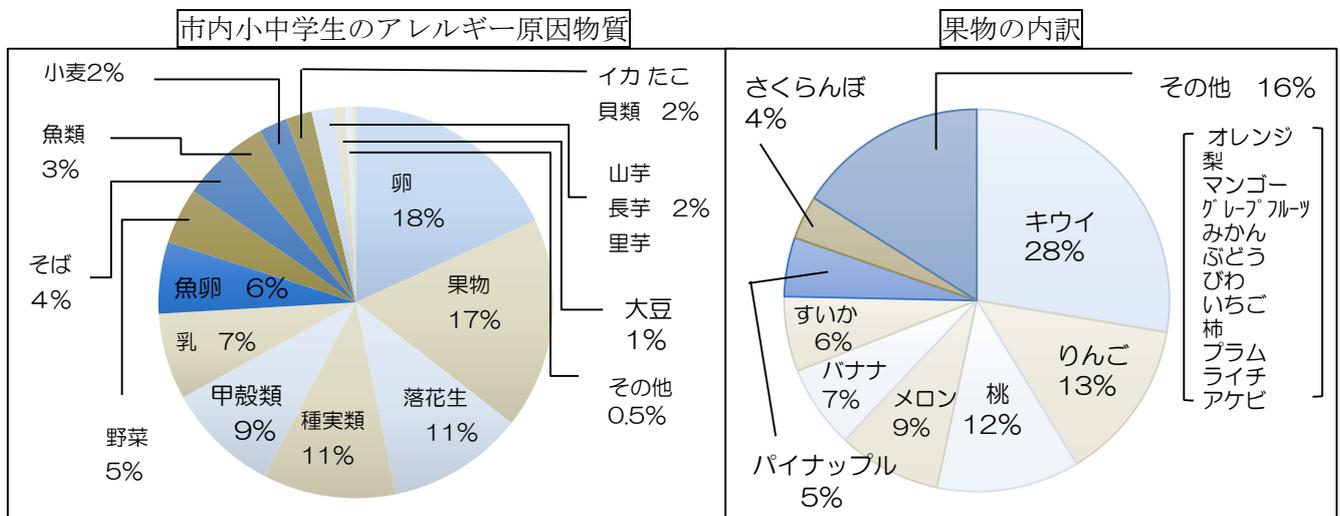
食物アレルギーを引き起こすことが明らかな食品のうち、三大アレルゲンとして知られるのが、**卵・牛乳・小麦**です。症状が重篤なものとして、**そば・ピーナッツ**があげられます。**えび・かに**を含め7品目は食品衛生法においても特定原材料として食品表示が義務付けられています。

学童期では鶏卵、乳製品だけで全体の約半数を占めますが、実際に学校給食で起きた食物アレルギー発症事例の原因食物は甲殻類（えび・かに）や果物類（特にキウイフルーツ）が多くなっています。

アレルゲン食品表示

規定	特定原材料等の名称	理由
省令	卵・乳・小麦粉・えび・かに	表示義務あり 症例数が多いもの。牛乳及びチーズは「乳」を原料とする食品（乳及び乳製品等）に分類される。
	そば・落花生（ピーナッツ）	表示義務あり 症状が重篤であり生命に関わるため、特に留意が必要なもの。
通知	あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・鮭・鯖・大豆・鶏肉・豚肉・まつたけ・桃・やまいも・りんご・バナナ・ゼラチン・カシューナッツ・ごま・アーモンド	表示が推奨されるもの 症例数が少なく、省令で定めるには今後の調査を必要とするもの。
その他	カカオ・米・キビ・ヒエ じゃが芋・マンゴー・わさび 上記以外の魚	規定はないものの、食物アレルギーを起こしやすいとされるもの

【参考 令和2年度 大和市の状況】



◆卵・果物・落花生・種実類が特に多くみられ、果物の種類ではキウイが多い結果となっている。

7 緊急時の対応／チェックシート（アナフィラキシー）

■ 事前準備

緊急時の対応については、保護者から提出された食物アレルギー調査票（様式1）、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式2）をもとに、学校、保護者、主治医で話し合っておく。

■ 異変に気づいた時（発見時）

発見者が行うこと

- ① 発症した児童生徒から目を離さない
- ② 人手の確保
（近くの児童生徒に他の教職員を呼ぶように伝える）
- ③ 意識の無い場合は、直ちに救急車の要請を依頼する

■ 判断・対応までの間

- ① 校長・教頭等が全体を把握し、指示を行う
- ② 食物アレルギー緊急時対応票（様式3）、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式2）などをもとに対応を判断する。

■ 救急車の要請 119

伝えること

- ① 症状（重症度のキーワード）（P19参照）
- ② アレルギー物質誤飲の可能性
- ③ かかりつけ医療機関名、ID番号（カルテ番号）
- ④ エピペン®処方の有無

■ 持って行くもの

- ① 保健調査票
- ② 食物アレルギー調査票（様式1）
- ③ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式2）
- ④ チェックシート（P.19参照）又は食物アレルギー緊急時対応票（様式3）
- ⑤ 給食献立表

※対象児童生徒の状態が分かる職員が同乗する

■ その他の対応

- ① 周囲の児童生徒への対応
- ② 救急隊の誘導

チェックシート（アナフィラキシー）

迷ったら救急車の要請を！！

年 月 日 ()

年 組 氏名 _____

来室時間 : _____

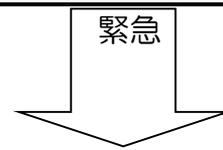
- ① 原因となるもの (_____)
- ② 反応がおきた時間 (_____ : _____)
- ③ 食物摂取時間 _____ : _____ (食事内容 _____)
- ④ 運動を始めた時間 _____ : _____ (運動内容 _____)

症状を観察する

重症度のキーワード

重症度 1	重症度 2	重症度 3
唇がはれる まぶたがはれる 口の中がかゆい じんましんが出る (部位: _____)	じんましんが全身に出る 1回程のおう吐・弱い腹痛 1~2回のくしゃみ 軽い咳・飲み込みづらい なんとなく元気がない 顔色が悪くなる	じんましんが全身に出る くり返し吐き戻す 下痢・強い腹痛 しゃがれ声・強い咳 ゼーゼー言う 元気がない・横になりたがる

⑤ 判断・対応



保健室での経過観察（15~30分）

① アレルゲンの除去（口に入っているものは出す・ゆすぐ・洗う） _____ : _____

② 処方されている薬があるときにはそれを使用する。 _____ : _____

薬品名: _____

改善有り

改善無し

回復 (_____ 時 _____ 分)

↓

連絡・報告

病 院 へ 行 く

時 分

医療機関名 _____

保護者への連絡 (_____ 時 _____ 分)

- 保護者にむかえに来てもらう
(回復しても一人で下校をさせない)
- 受診をすすめる

**救急車の要請
保護者への連絡**

時	分
医療機関名	

- アレルゲンとなる食品を口から出す。
- エピペン®の自己注射を携帯していれば、使う。

ショック症状が出ているときは、救急車到着まで、仰向けに寝かせたまま、足を高く上げる。



☆ エピペン®の使い方

使用時間	時 分
打った人	<input type="checkbox"/> 本人 ・ <input type="checkbox"/> 本人以外 ()
打った場所	太もも (右 ・ 左)

1 携帯用ケースのカバーキャップを押し開け、エピペン®を取り出す。

2 青色の安全キャップをはずし、ロックを解除する。

3 太ももの前外側に垂直になるよう、オレンジ色のニードルカバーの先端を「カチッ」と音がするまで強く押し付け、数秒待つ。

太ももの、前外側以外に注射をしてはいけません。

危険な持ち方

先端に指などを当てると誤注射する危険があります。





4 注射したところを数秒間もむ。

5 注射後、オレンジ色のニードルカバーが伸びていれば注射完了（針はニードルカバー内にあります）。

6 使用済みのエピペンは、オレンジ色のニードルカバー側から携帯用ケースに戻す。

注意：注射後、薬液の大部分が注射内に残っていても、再度注射することはできません。





※ 緊急のときは・・・

衣服の上からでも注射できます。



「よくわかる食物アレルギーの基礎知識2012年改訂版」より引用

※ 間違えて注射してしまったときは・・・

痛みを感じたり、気分が悪くなることがあります。すぐに病院へ行き、間違えて注射した場所、体に起きた症状を伝えます。

食物アレルギー調査票

年度入学

(記入日 年 月 日)

お子さんの詳しい症状を把握するため、以下の質問にお答えください。

あてはまるものにレ点、または必要事項を記入してください。

毎年お返ししますので、内容に変更がないか確認してください。変更がある場合には、赤で修正をしてください。

1年組	2年組	3年組	4年組	5年組	6年組
確認日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

ふりがな 名前		男・女	生年月日 年 月 日
緊急連絡先	①	(続柄)	電話番号
	②	(続柄)	電話番号
	③	(続柄)	電話番号
	④	(続柄)	電話番号
かかりつけ医療機関名:	電話番号		
主治医名:			
今までにアナフィラキシーショックを起したことが	<input type="checkbox"/> ある(歳)	<input type="checkbox"/> ない	

アレルギーを起こす原因は何ですか	食品名() 食物以外の原因()
アレルギー検査を受けたことはありますか	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある→ ・検査を受けた時期(年 月) ・検査の内容 <input type="checkbox"/> IgE抗体検査 <input type="checkbox"/> 食物負荷試験 <input type="checkbox"/> その他 ・検査の結果 陽性の食物名()
どんな症状がでますか	原因となるもの(食物・その他) 具体的な症状を記入してください
現在、除去中の食物はありますか	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> ある(食物名)
前記質問の除去食はどなたが判断しましたか	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> その他()

*学校生活で配慮すること

給食について	<input type="checkbox"/> 制限なし <hr/> <input type="checkbox"/> 詳細献立表希望 <input type="checkbox"/> 各自で除去対応 <input type="checkbox"/> 弁当対応 <input type="checkbox"/> 除去食対応(一部の単独校のみ) <input type="checkbox"/> その他()
運動について (学校生活管理指導表がありましたらコピーを添付してください)	<input type="checkbox"/> 制限なし <hr/> <input type="checkbox"/> 制限あり() <input type="checkbox"/> その他()
運動で症状を発症したことはありますか	<input type="checkbox"/> ない <hr/> <input type="checkbox"/> ある → <input type="checkbox"/> 食事との関連あり <input type="checkbox"/> 食事との関連なし
その他の配慮事項があれば記入してください	

*症状が出た場合の対応

使用している薬はありますか	<input type="checkbox"/> ない <hr/> <input type="checkbox"/> アドレナリン自己注射(エピペン®) <input type="checkbox"/> 内服薬(薬品名) <input type="checkbox"/> ぬり薬(薬品名) <input type="checkbox"/> その他(薬品名) その薬を学校に持参していますか <input type="checkbox"/> 持参している <input type="checkbox"/> 持参していない
症状が出たとき、どう対応していますか	

～学校給食において配慮・管理を必要とするお子さんをおもちの保護者の皆様へ～
「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」提出のお願い

大和市教育委員会

大和市教育委員会では、食物アレルギー疾患を有するお子さんの学校生活をより安全で安心なものにするため、学校生活において特別な配慮・管理を必要とするお子さんにつきましては、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出をお願いしております。下記の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

＜学校生活管理指導表とは＞

*医学的な判断に基づき、個々のお子さんへ適切な対応の検討ができるよう、保護者・学校・主治医で情報を共有するための書式です。

*お子さんの症状や緊急時の対応について、主治医に記載してもらうものです。

*症状等に変化がない場合であっても、学校の配慮や管理が継続的に必要な場合には、毎年提出が必要です（症状や対応に変更があった場合には、その都度提出が必要になります）。

※文部科学省より「アレルギー疾患における学校生活管理指導表の提出について、症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求めること」との指導があり、これを踏まえて対応しています。

*食物アレルギーを有していても、主治医や保護者の判断で、特に学校生活で対応を希望しない（配慮が必要ない）場合や、症状が改善し配慮や管理がなくなった場合には、提出の必要はありません。

＜提出の流れ＞

- 1 学校から、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）－大和市改訂版－」の配布
- 2 医療機関（主治医）へ、お子さんと受診
・〈学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記入について〉をもとに、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）－大和市改訂版－」の記入依頼を主治医へしてください。
*主治医が記載する際、文書料が生じる場合があります。
- 3 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）－大和市改訂版－」を学校へ提出
・学級担任または養護教諭へ提出してください。

＜提出後の流れ＞

- ・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用－大和市改訂版－）」等ご提出いただいた書類をもとに、学校と保護者でお子さんの学校生活において必要な配慮や管理について相談します。
- ・個人情報の取り扱いに留意し、緊急時には全ての教職員が確認できるよう、一括管理します。

主治医様

大和市教育委員会

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記入について（依頼）

日頃より、学校の教育活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、大和市教育委員会では、学校におけるアレルギー疾患に対する管理の徹底と事故防止については、文部科学省から「アレルギー疾患における学校生活管理指導表の提出について、症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求めること。」との指導があり、これを踏まえて対応しております。

指導表は食物アレルギーの重症度によって給食提供の対応が異なるため、その判断基準として使用させていただくこと、また、学校生活上様々な配慮が必要な場合があり、そのための資料としても使用するなど、児童生徒が学校でより安全に生活していくために活用させていただきます。さらに必要に応じて保護者を通じ、詳細な情報を求める場合もあります。

また、成長段階でアレルギーの状況が変わる場合があり、より児童生徒の成長にあった対応をさせていただくために、年1回の提出をお願いいたしますので、ご協力をお願いいたします。

<記入にあたりご留意いただきたいこと>**(1) 学校生活上の留意点の記入について**

「A 給食」について「2. 管理必要」に○がつき完全除去の場合には、詳細をFに記入し、合わせて「病型・治療」「C. 原因食物・診断根拠」の食物の欄に、完全除去の食物がわかるようにご記入ください。

※大和市学校給食では、完全除去を指示されている場合は原因物質が提供される日は、家庭からの弁当持参となります。

※原則としてそば・ピーナッツ・ナッツ類の提供はありませんが、念のためご記入ください。

(2) 学校給食の特性を踏まえた指導表の記入について

学校給食は限られた調理室内で様々な食材を取り扱い、複数の献立を調理しております。そのため、器具や機械の洗浄や保管は衛生管理上しっかり行っておりますが、調理作業の中でコンタミネーションが100%無いとは言えません。その状況も含め、「学校生活上の留意点」につきまして、記入していただきますようお願いいたします。

(3) その他、生活上の配慮事項について

学校の集団生活という特性を鑑み、配慮事項がありましたら自由記載の欄にご記入ください

小学校・中学校	年	組	氏名
年	月	日生	(歳) 体重 k g
原因食品			

1. 保護者への連絡



	保護者氏名		
緊急連絡先名 (通じるところを記入)	①	(続柄：) TEL	自宅・勤務先・携帯
	②	(続柄：) TEL	自宅・勤務先・携帯
	③	(続柄：) TEL	自宅・勤務先・携帯

2. 症状の観察

3. 医療機関へ連絡、処置

	皮膚・粘膜	消化器	呼吸器	全身症状
	じんま疹 赤み かゆみ	下痢 嘔吐 腹痛	咳 鼻症状	バテリン 機嫌 意識状態
重症度 1	口周辺 唇の腫れ 臉の腫れ	口腔内の かゆみ	なし	なし
重症度 2	全身 複数の部位	一回程の 吐き戻し 弱い腹痛	1~2回の くしゃみ 咳 飲み込み辛い	なんとなく 元気がない
重症度 3	全身 複数の部位	くり返し 吐き戻し 下痢 強い腹痛	しゃがれ声 強い咳 ゼーゼー言う	元気がない 横になりた がる

連絡先	処置	
主治医・学校医等	服薬あり・なし	エピペン®
医療機関名	(ありの場合)	
TEL	内服薬名	
	あり・なし	
	あり・なし	
救急隊 119	あり・なし	

上記の内容を確認しました

保護者氏名 (自署) _____ (続柄) _____
 面接者氏名 _____

学校給食食物アレルギー除去食対応申請書

様式 4

※毎年提出が必要（保護者が記入）

学 校 名	小学校・中学校
学年・組・番	年 組 番
児童・生徒氏名	男・女
診 断 名	食物アレルギー 原因食品（ ） その他（ ） ※原則「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を添付してください。
医療機関名 所 在 地 電 話	受診科： 医師名：
医師の指示内容	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 完全除去ではないが制限が必要 ※完全除去の場合は、弁当持参になります
受診状況	月 1 回以上・ か月に 1 回・その他（ ）

上記のとおり、食物アレルギー対応の申請をします。

年 月 日

保護者氏名 _____ 印 _____

【 確 認 欄 】

受付日 年 月 日											
校 長		教 頭		総 括 教 諭		養 護 教 諭		担 任		給 食 担 当	栄 養 士

8 飲用牛乳アレルギー対応について

牛乳にアレルギーを持つ児童・生徒の給食費について、給食費の返金を以下の通り定めています。

医師から牛乳アレルギーの診断を受けており、返金を希望される児童・生徒の保護者は、牛乳除去申請書を学校に提出いただきます。

■ 内 容

・牛乳アレルギーにより、牛乳1本を飲用できない児童・生徒の給食費は牛乳代を返金。

■ 対象者

・牛乳によるアレルギーや乳糖不耐症など、医療機関で除去が必要と診断された児童・生徒が対象となります。

■ 手続き

『飲用牛乳除去申請書』（保護者が記入）**様式6**を提出（毎年提出）。
（学校またはホームページから入手）

■ 返金額

- ▼月の途中から申請した場合は、受付日から飲用牛乳を停止し、飲用牛乳返金一覧表の金額を返金します。
※給食開始前に受付した場合は1か月分返金
- ▼翌月からは、月の決まった金額を返金します。
- ▼就学援助及び生活保護受給者は、申請後牛乳代が差し引かれて援助費が支給されます。

詳しくは、給食費の手引きをご覧ください。

※牛乳の価格は年度により変更になる可能性があります。

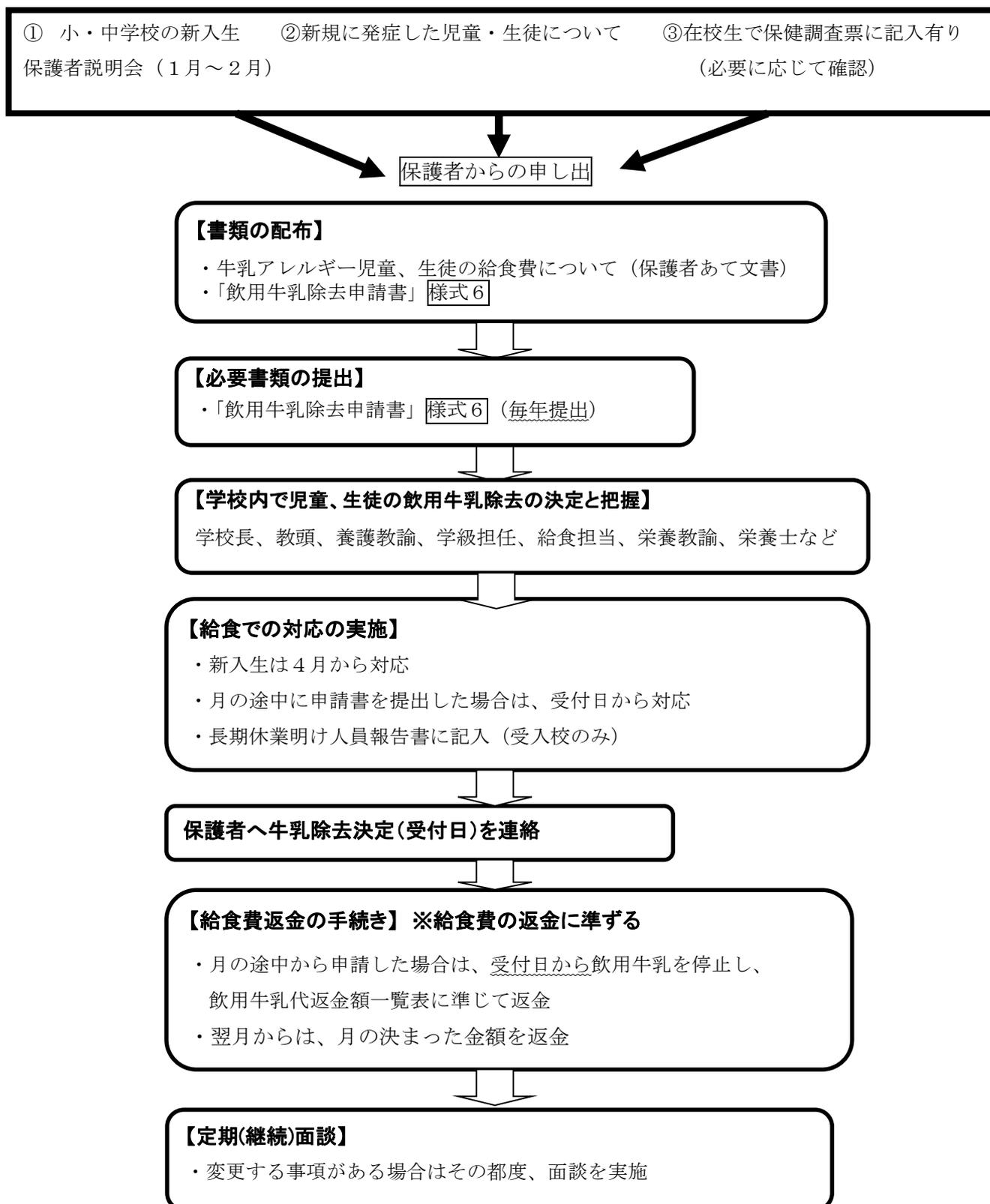
※小学校と中学校は1年間の給食実施回数が異なるため、1ヵ月すべて停止した場合の返金額が異なります。

【その他】

学校給食の栄養量は、文部科学省により基準値が示されております。成長期にある児童・生徒の健康の保持増進と体位向上のため、栄養のバランスがとれた食事となるためには、毎日牛乳200mlをとると示されています。

このことをご理解いただき、牛乳の好き嫌い等の理由により申請されることのないようお願いいたします。

飲用牛乳アレルギー対応の流れ



○除去食解除の場合

医師の診断で除去解除となった場合は、家庭で原因食物を摂取しても症状が出ないことを確認した後、
飲用牛乳除去解除申請書様式7の提出をもって給食における除去食対応を終了とする。

飲用牛乳除去申請書

※保護者が記入

学 校 名	小学校・中学校
学年・組・番	年 組 番
児童・生徒名	男・女
診断理由等	<input type="checkbox"/> 牛乳による食物アレルギーのため <input type="checkbox"/> 乳糖不耐症のため <input type="checkbox"/> その他（ ）
医療機関名 所在地 電 話	受診科： 医師名：
医師の指示内容	
その他特記事項 (飲用した場合の症状など)	

※記入もれや印もれがあった場合は、再提出いただきます。

上記のとおり、飲用牛乳除去の申請をします。

年 月 日

保護者氏名 _____ 印 _____

確 認 欄	受付日 年 月 日												
	校 長		教 頭		養 護 教 諭		担 任		給 食 担 当	栄 養 教 諭	栄 養 士		会 計 担 当

※受入校は調理場へ連絡してください（申請書は学校保管）。

飲用牛乳除去解除申請書

※保護者が記入

学 校 名	小学校・中学校
学年・組・番	年 組 番
児童・生徒名	男・女
医療機関名 所 在 地 電 話	受診科： 医師名：
医師の指示内容	

※記入もれや印もれがあった場合は、再提出いただきます。

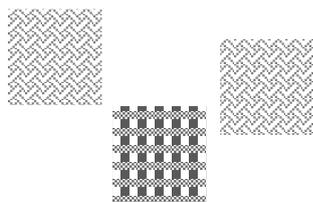
上記のとおり、飲用牛乳の除去が必要なくなったため申請します。

年 月 日

保護者氏名 _____ 印 _____

確 認 欄	受付日 年 月 日												
	校 長		教 頭		養 護 教 諭		担 任		給 食 担 当	栄 養 教 諭	栄 養 士		会 計 担 当

※受入校は調理場へ連絡してください（申請書は学校保管）。



大和市学校給食における食物アレルギーの手引き
初版発行 平成25年4月
大和市教育委員会 教育部 保健給食課
〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号
電話 046-260-5206

